

清水町中央公民館基本、冷暖房使用料

別表 1

区分		面積	基本使用料（1 時間当たり）	冷暖房使用料（1 時間当たり）	
一階	大集会室	318.91 m ²	1,950 円	冷暖房	630 円
	会議室 1	68.00 m ²	390 円		210 円
	研修室 1	34.44 m ²	260 円		210 円
	研修室 2	64.05 m ²	390 円		210 円
二階	会議室 2	137.91 m ²	910 円	冷暖房	310 円
	会議室 3	52.75 m ²	350 円		210 円
	研修室 3	89.82 m ²	650 円		210 円
	幼児室	30.50 m ²	260 円		210 円
	調理実習室	86.00 m ²	650 円		210 円
	団体会議室	58.51 m ²	390 円		210 円

別表 2

区分		面積	基本使用料（1 時間当たり）	冷暖房使用料（1 時間当たり）	
一階	大集会室	318.91 m ²	290 円	冷暖房	90 円
	会議室 1	68.00 m ²	50 円		50 円
	研修室 1	34.44 m ²	50 円		50 円
	研修室 2	64.05 m ²	50 円		50 円
二階	会議室 2	137.91 m ²	130 円	冷暖房	50 円
	会議室 3	52.75 m ²	50 円		50 円
	研修室 3	89.82 m ²	90 円		50 円
	幼児室	30.50 m ²	50 円		50 円
	調理実習室	86.00 m ²	90 円		50 円
	団体会議室	58.51 m ²	50 円		50 円

- 備考 1 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 使用時間に端数が生じた場合は、1 時間とする。
- 3 冷房期間は、5 月 15 日から 10 月 15 日までの間とする。
- 4 暖房期間は、11 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までの間とする。

（施行規則第 2 条の 2）冷房を使用できる部屋は、大集会室及び会議室 2 とする。

清水町中央公民館減免基準

公民館使用条例

第6条 使用者は、別表1に定める額により算定した合計額を納めなければならない。ただし、使用者が、別に定める学校教育、社会教育及び社会福祉関係団体の場合は、別表2に定める額により算定した合計額を納めなければならない。

- 2 前項の使用料は前納しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。
- 3 町長は特に必要と認めたときは使用料を別に定めるところにより減免することができる。

使用条例施行規則

（使用料）

第5条 使用料は、使用許可書交付の際納入するものとする。

- 2 条例第6条第1項ただし書に規定する団体は、館長が別に定める。
- 3 条例第6条第2項ただし書の規定により使用料を後納できる者は、国・地方公共団体及び相当の理由があると認められるものとする。
- 4 前項の規定により使用料を後納しようとする者は、その旨を使用許可申請書に明記し、館長に提出しなければならない。
- 5 冷房使用料は、通気を許可したときに納めるものとする。

（使用料の減免）

第6条 条例第6条第3項により使用料の減免を受けようとする者は、清水町公民館使用料減免申請及び使用許可申請書を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は使用料の減免の可否をしたときは、清水町公民館使用料減免決定通知及び使用許可書を申請者に交付する。
- 3 使用料の減免基準は、別表のとおりとする。

別 表 （ 第 6 条 関 係 ）

減 免 基 準

区 分	減 免 割 合
町 及 び 教 育 委 員 会 が 主 催 又 は 共 催 す る 行 事 等	10 割
町 内 会 及 び 農 事 組 合 が 主 催 す る 行 事 等	10 割
そ の 他 館 長 が 特 別 の 事 由 が あ る と 認 め た 場 合	10 割 以 内